

同好会ガイドライン

2015/12/1

このガイドラインは公益社団法人武蔵野法人会における同好会の適正かつ円滑な運営を図るために、その設立及び運営に関する基本的事項を定めるものです。なお、このガイドラインの作成及び運用並びに同好会活動の各種支援活動は共益事業委員会が行います。

1. 名称

団体の名称は公益社団法人武蔵野法人会公認同好会（以下、同好会）とします。

2. 同好会の目的

趣味を同じくする人たちで集まり、同好会活動を通し、会員同士の絆を強め、公益社団法人武蔵野法人会（以下、法人会）の発展に貢献します。

3. 参加資格

同好会に参加できるのは法人会の正会員及び賛助会員並びにその家族・従業員です。

4. 設立の条件

同好会を設立については、下記の条件を満たさなければいけません。

- (1) 同好会結成に際して、会員は原則として5名以上いる。
- (2) 同好会の活動が、「2. 同好会の目的」の主旨に沿う内容である。
- (3) 同好会には、代表者及び会計担当者を置く。
- (4) その他、共益事業委員会の定めを遵守する。

5. 設立の手続き

同好会を設立する場合は、所定の「同好会設立許可申請書」に必要事項を記入し、設立に賛同するメンバーの名簿を共益事業委員会に提出し、設立の許可を受けてください。

6. 運営

同好会の運営は、各同好会の責任の下、自主運営を基本とします。但し、次の活動は行っては、いけません。

- (1) 公序良俗に反する活動
- (2) 宗教的・政治的色合いの濃い活動
- (3) その他、法人会本会に悪影響を及ぼす可能性のある活動

なお、同好会活動が本ガイドラインに外れて運営される場合、活動実態がない場合、或いは法人会運営に支障を来すと判断される場合、共益事業委員会は当該同好会の活動停止或いは解散を命じる場合があります。

7. 運営費と会費

同好会活動は任意団体との位置づけなので、個々の同好会に対する本部からの補助金支給はしません。但し、活動内容に応じ、同好会の会員から会費を徴収することは、自己責任の下、適宜取り決めることができます。

8. 法人会の施設・備品等の利用

同好会が法人会の施設（会議室等）、備品（会議室付帯設備・その他保有備品等）を利用する場合は予め事務局に申請し、許可を受けてください。

9. 同好会連絡協議会

同好会の代表者は年1回、共益事業委員会主催の「同好会連絡協議会」に於いて、活動報告と会計報告を行ってください。

10. 共益事業委員会の役割

- (1) 同好会運営の主管委員会は共益事業委員会とし、共益事業委員会は同好会の立ち上げ及び日常活動に対し、同好会が活性化する為に次のような支援を行います。
- (2) 新規に結成される同好会の募集活動に対し、広報誌・HP或いは各種会合等を活用し、周知活動を行います。
また、各同好会から活動の予定・報告を受けて、広報誌・HP或いは各種会合等を活用し、周知活動を行います。
- (3) 新規同好会の発足があった場合、或いは解散した場合、共益事業委員会は直近の理事会において、報告を行います。

11. 本ガイドラインに記載されていない事項については、適宜共益事業委員会で審議し、追記・修正を行います。

附則

1. このガイドラインは平成27年12月1日より施行します。